

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 972 件

厚生年金関係 972 件

## 厚生年金 事案 2309～3190（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間（自）＞（別添一覧表参照）から＜申立期間（至）＞（別添一覧表参照）まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先の＜事業所名＞（別添一覧表参照）が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一グループ会社に係る同種の案件 882 件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2309			男	昭和 28年 生		A社	平成9年7月1日	平成9年8月1日	53万 円
2310			男	昭和 36年 生		A社	平成9年7月1日	平成9年8月1日	50万 円
2311			男	昭和 45年 生		A社	平成9年7月1日	平成9年8月1日	34万 円
2312			男	昭和 41年 生		A社	平成9年7月1日	平成9年8月1日	34万 円
2313			女	昭和 49年 生		B社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	22万 円
2314			男	昭和 48年 生		B社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	22万 円
2315			女	昭和 49年 生		B社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	22万 円
2316			女	昭和 47年 生		B社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	22万 円
2317			男	昭和 48年 生		B社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	22万 円
2318			男	昭和 46年 生		B社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	24万 円
2319			男	昭和 47年 生		B社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	22万 円
2320			女	昭和 50年 生		B社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	22万 円
2321			男	昭和 45年 生		C社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	30万 円
2322			女	昭和 52年 生		D社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	16万 円
2323			女	昭和 47年 生		D社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	14万 2,000円
2324			女	昭和 47年 生		D社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	15万 円
2325			女	昭和 45年 生		E社	平成9年6月1日	平成9年10月1日	13万 4,000円
2326			男	昭和 44年 生		F社	平成11年8月1日	平成11年10月1日	26万 円
2327			男	昭和 48年 生		F社	平成11年8月1日	平成11年10月1日	30万 円
2328			男	昭和 54年 生		F社	平成11年8月1日	平成11年10月1日	24万 円
2329			男	昭和 42年 生		F社	平成10年9月1日	平成10年10月1日	34万 円
2330			男	昭和 52年 生		F社	平成11年8月1日	平成11年10月1日	20万 円
2331			男	昭和 32年 生		G社	平成11年9月1日	平成12年10月1日	47万 円
2332			男	昭和 40年 生		G社	平成11年8月1日	平成12年7月1日	38万 円
2333			男	昭和 30年 生		H社	平成9年9月1日	平成10年10月1日	47万 円
2334			男	昭和 30年 生		H社	平成9年9月1日	平成10年10月1日	47万 円
2335			男	昭和 39年 生		I社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	26万 円
2336			男	昭和 31年 生		J社	平成9年10月1日	平成10年4月1日	47万 円
2337			男	昭和 52年 生		K社	平成12年10月1日	平成13年10月1日	17万 円
2338			男	昭和 51年 生		L社	平成14年10月1日	平成15年1月1日	44万 円
2339			女	昭和 42年 生		M社	平成12年8月1日	平成13年10月1日	20万 円
2340			男	昭和 49年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	24万 円
2341			男	昭和 47年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	24万 円
2342			男	昭和 47年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	24万 円
2343			男	昭和 25年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	50万 円
2344			男	昭和 39年 生		N社	平成9年4月1日	平成9年7月1日	28万 円
2345			女	昭和 50年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	22万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2346			男	昭和 24年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2347			男	昭和 49年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	22万 円
2348			男	昭和 51年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	22万 円
2349			男	昭和 29年 生		N社	平成11年4月1日	平成11年7月1日	50万 円
2350			男	昭和 26年 生		N社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	59万 円
2351			男	昭和 45年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	30万 円
2352			男	昭和 25年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2353			男	昭和 25年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年9月1日	50万 円
2354			男	昭和 50年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	22万 円
2355			男	昭和 54年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	17万 円
2356			男	昭和 48年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	22万 円
2357			男	昭和 27年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2358			男	昭和 26年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2359			男	昭和 26年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	56万 円
2360			男	昭和 23年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2361			男	昭和 22年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2362			女	昭和 52年 生		N社	平成10年11月1日	平成10年12月1日	19万 円
2363			男	昭和 23年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2364			男	昭和 27年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2365			男	昭和 23年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2366			男	昭和 52年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	19万 円
2367			男	昭和 50年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	22万 円
2368			男	昭和 50年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	22万 円
2369			男	昭和 24年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2370			男	昭和 49年 生		N社	平成10年11月1日	平成10年12月1日	26万 円
2371			男	昭和 23年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2372			男	昭和 26年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2373			男	昭和 25年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2374			男	昭和 33年 生		N社	平成11年1月25日	平成11年7月1日	44万 円
2375			女	昭和 50年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	20万 円
2376			女	昭和 36年 生		N社	平成11年6月1日	平成11年7月1日	15万 円
2377			男	昭和 50年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	22万 円
2378			男	昭和 35年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	47万 円
2379			男	昭和 49年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	24万 円
2380			男	昭和 31年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2381			男	昭和 50年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	24万 円
2382			男	昭和 32年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2383			男	昭和 51年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	19万 円
2384			男	昭和 24年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2385			女	昭和 26年 生		N社	平成11年1月25日	平成11年7月1日	47万 円
2386			男	昭和 24年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2387			男	昭和 25年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2388			女	昭和 55年 生		N社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	18万 円
2389			男	昭和 27年 生		N社	平成11年1月25日	平成11年7月1日	44万 円
2390			男	昭和 23年 生		N社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
2391			男	昭和 56年 生		O社	平成14年12月1日	平成15年9月1日	26万 円
2392			女	昭和 50年 生		O社	平成14年12月1日	平成15年4月1日	26万 円
2393			男	昭和 44年 生		P社	平成15年6月1日	平成15年9月1日	47万 円
2394			男	昭和 45年 生		P社	平成15年6月1日	平成16年7月1日	59万 円
2395			男	昭和 39年 生		P社	平成9年10月1日	平成10年2月1日	32万 円
2396			男	昭和 38年 生		P社	平成9年10月1日	平成9年12月1日	38万 円
2397			男	昭和 49年 生		P社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	24万 円
2398			女	昭和 23年 生		P社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	16万 円
2399			男	昭和 48年 生		P社	平成15年6月1日	平成16年9月1日	32万 円
2400			男	昭和 42年 生		P社	平成9年9月1日	平成10年9月1日	30万 円
2401			女	昭和 46年 生		P社	平成13年4月1日	平成13年9月1日	36万 円
2402			男	昭和 36年 生		P社	平成9年4月1日	平成9年7月1日	36万 円
2403			男	昭和 41年 生		P社	平成13年4月1日	平成13年9月1日	53万 円
2404			男	昭和 49年 生		P社	平成13年4月1日	平成13年8月1日	36万 円
2405			男	昭和 48年 生		P社	平成13年4月1日	平成13年9月1日	34万 円
2406			男	昭和 46年 生		P社	平成15年6月1日	平成16年5月1日	47万 円
2407			男	昭和 43年 生		P社	平成15年6月1日	平成16年9月1日	50万 円
2408			女	昭和 42年 生		P社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	38万 円
2409			女	昭和 31年 生		P社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	17万 円
2410			男	昭和 48年 生		P社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	32万 円
2411			女	昭和 48年 生		P社	平成9年10月1日	平成10年7月1日	20万 円
2412			男	昭和 38年 生		P社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	32万 円
2413			男	昭和 46年 生		P社	平成13年7月1日	平成13年10月1日	26万 円
2414			男	昭和 38年 生		P社	平成15年6月1日	平成15年10月1日	50万 円
2415			男	昭和 47年 生		P社	平成13年4月1日	平成13年8月1日	32万 円
2416			男	昭和 33年 生		P社	平成12年3月1日	平成12年10月1日	50万 円
2417			男	昭和 49年 生		P社	平成13年4月1日	平成13年9月1日	26万 円
2418			男	昭和 38年 生		P社	平成12年3月1日	平成12年8月1日	41万 円
2419			男	昭和 46年 生		P社	平成13年7月1日	平成13年10月1日	28万 円
2420			女	昭和 30年 生		P社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	16万 円
2421			男	昭和 49年 生		P社	平成13年9月1日	平成14年7月1日	32万 円
2422			女	昭和 50年 生		P社	平成13年4月1日	平成13年9月1日	30万 円
2423			男	昭和 41年 生		P社	平成13年4月10日	平成13年9月1日	47万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2424			女	昭和 38年 生		P社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	15万 円
2425			男	昭和 39年 生		P社	平成9年10月1日	平成11年10月1日	59万 円
2426			男	昭和 47年 生		P社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	24万 円
2427			男	昭和 33年 生		P社	平成14年3月1日	平成14年10月1日	56万 円
2428			男	昭和 50年 生		P社	平成13年4月10日	平成13年10月1日	30万 円
2429			男	昭和 50年 生		P社	平成13年4月10日	平成13年9月1日	26万 円
2430			男	昭和 51年 生		P社	平成13年4月10日	平成13年10月1日	34万 円
2431			男	昭和 46年 生		P社	平成13年4月10日	平成13年9月1日	32万 円
2432			男	昭和 51年 生		P社	平成13年4月10日	平成13年9月1日	36万 円
2433			男	昭和 43年 生		P社	平成13年4月10日	平成13年8月1日	30万 円
2434			男	昭和 48年 生		P社	平成12年4月17日	平成12年9月1日	24万 円
2435			男	昭和 42年 生		P社	平成11年7月12日	平成11年11月1日	32万 円
2436			男	昭和 46年 生		P社	平成13年4月10日	平成13年9月1日	36万 円
2437			女	昭和 47年 生		P社	平成13年4月10日	平成13年10月1日	34万 円
2438			男	昭和 51年 生		P社	平成15年6月1日	平成16年7月1日	44万 円
2439			男	昭和 35年 生		P社	平成13年7月1日	平成13年10月1日	53万 円
2440			男	昭和 48年 生		P社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	34万 円
2441			男	昭和 36年 生		P社	平成10年4月1日	平成10年8月1日	30万 円
2442			男	昭和 50年 生		P社	平成13年4月10日	平成13年10月1日	32万 円
2443			男	昭和 39年 生		P社	平成9年10月1日	平成11年1月1日	38万 円
2444			男	昭和 47年 生		P社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	32万 円
2445			女	昭和 51年 生		Q社	平成14年1月1日	平成14年10月1日	16万 円
2446			男	昭和 42年 生		R社	平成11年2月1日	平成11年10月1日	44万 円
2447			男	昭和 48年 生		R社	平成13年10月1日	平成14年10月1日	38万 円
2448			男	昭和 39年 生		R社	平成9年7月1日	平成9年10月1日	41万 円
2449			男	昭和 34年 生		R社	平成13年9月1日	平成13年10月1日	62万 円
2450			男	昭和 31年 生		S社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	56万 円
2451			男	昭和 31年 生		S社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	56万 円
2452			男	昭和 31年 生		S社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	62万 円
2453			男	昭和 32年 生		S社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	59万 円
2454			男	昭和 30年 生		S社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	59万 円
2455			男	昭和 31年 生		S社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	50万 円
2456			男	昭和 30年 生		S社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	62万 円
2457			男	昭和 33年 生		S社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	53万 円
2458			男	昭和 31年 生		S社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	59万 円
2459			男	昭和 23年 生		T社	平成15年6月1日	平成15年9月1日	62万 円
2460			男	昭和 35年 生		U社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	50万 円
2461			男	昭和 47年 生		U社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	36万 円
2462			男	昭和 35年 生		U社	平成14年9月1日	平成15年9月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2463			男	昭和 36年 生		V社	平成11年10月8日	平成12年10月1日	47万 円
2464			男	昭和 32年 生		V社	平成9年4月1日	平成9年7月1日	41万 円
2465			男	昭和 30年 生		V社	平成11年1月25日	平成11年10月1日	50万 円
2466			男	昭和 57年 生		V社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	20万 円
2467			男	昭和 36年 生		V社	平成11年10月27日	平成12年8月1日	44万 円
2468			男	昭和 33年 生		V社	平成11年1月25日	平成11年9月1日	41万 円
2469			男	昭和 35年 生		V社	平成12年4月1日	平成12年10月1日	50万 円
2470			男	昭和 40年 生		V社	平成11年1月25日	平成11年7月1日	44万 円
2471			男	昭和 31年 生		V社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	47万 円
2472			男	昭和 52年 生		V社	平成9年10月1日	平成10年5月1日	19万 円
2473			男	昭和 32年 生		V社	平成11年1月25日	平成11年7月1日	47万 円
2474			男	昭和 24年 生		V社	平成11年1月25日	平成11年10月1日	56万 円
2475			女	昭和 48年 生		W社	平成11年11月1日	平成12年10月1日	32万 円
2476			男	昭和 49年 生		W社	平成11年11月1日	平成12年10月1日	32万 円
2477			男	昭和 44年 生		W社	平成11年11月1日	平成12年10月1日	38万 円
2478			男	昭和 40年 生		W社	平成11年11月1日	平成12年10月1日	56万 円
2479			女	昭和 50年 生		W社	平成11年11月1日	平成12年10月1日	32万 円
2480			男	昭和 36年 生		W社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	62万 円
2481			男	昭和 49年 生		X社	平成13年11月1日	平成14年5月1日	30万 円
2482			男	昭和 27年 生		Y社	平成10年10月1日	平成10年12月1日	59万 円
2483			男	昭和 42年 生		Y社	平成10年10月1日	平成10年12月1日	41万 円
2484			男	昭和 26年 生		Y社	平成10年10月1日	平成10年12月1日	53万 円
2485			男	昭和 34年 生		Z社	平成11年2月1日	平成11年3月1日	56万 円
2486			男	昭和 43年 生		A1社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	47万 円
2487			男	昭和 43年 生		A1社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	47万 円
2488			男	昭和 46年 生		A1社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	41万 円
2489			男	昭和 45年 生		A1社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	41万 円
2490			男	昭和 51年 生		B1社	平成10年10月1日	平成11年4月1日	24万 円
2491			男	昭和 35年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	36万 円
2492			女	昭和 24年 生		C1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	44万 円
2493			女	昭和 27年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	38万 円
2494			女	昭和 48年 生		C1社	平成10年10月1日	平成11年7月1日	22万 円
2495			男	昭和 34年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	34万 円
2496			男	昭和 29年 生		C1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	59万 円
2497			女	昭和 27年 生		C1社	平成10年4月25日	平成10年9月1日	50万 円
2498			女	昭和 28年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	36万 円
2499			女	昭和 47年 生		C1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	28万 円
2500			男	昭和 36年 生		C1社	平成12年9月1日	平成13年10月1日	50万 円
2501			男	昭和 32年 生		C1社	平成12年9月1日	平成13年10月1日	53万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2502			男	昭和 25年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
2503			女	昭和 41年 生		C1社	平成12年9月1日	平成13年10月1日	44万 円
2504			男	昭和 35年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	32万 円
2505			女	昭和 40年 生		C1社	平成10年7月11日	平成11年5月1日	30万 円
2506			男	昭和 27年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	47万 円
2507			男	昭和 25年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	50万 円
2508			女	昭和 29年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	38万 円
2509			女	昭和 23年 生		C1社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	22万 円
2510			男	昭和 29年 生		C1社	平成9年10月30日	平成10年9月1日	47万 円
2511			男	昭和 34年 生		C1社	平成10年4月25日	平成10年10月1日	41万 円
2512			女	昭和 38年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	30万 円
2513			男	昭和 29年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
2514			男	昭和 33年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
2515			男	昭和 25年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	44万 円
2516			男	昭和 23年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	50万 円
2517			男	昭和 31年 生		C1社	平成10年10月1日	平成11年5月1日	38万 円
2518			男	昭和 29年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	41万 円
2519			男	昭和 37年 生		C1社	平成10年7月25日	平成11年7月1日	38万 円
2520			女	昭和 28年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
2521			男	昭和 27年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	41万 円
2522			男	昭和 28年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
2523			男	昭和 33年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	34万 円
2524			女	昭和 31年 生		C1社	平成10年7月11日	平成11年10月1日	41万 円
2525			男	昭和 37年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	36万 円
2526			女	昭和 30年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	38万 円
2527			男	昭和 43年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年7月1日	30万 円
2528			女	昭和 36年 生		C1社	平成10年7月11日	平成11年10月1日	36万 円
2529			男	昭和 33年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	36万 円
2530			男	昭和 38年 生		C1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	41万 円
2531			男	昭和 28年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	41万 円
2532			男	昭和 38年 生		C1社	平成9年4月28日	平成9年9月1日	34万 円
2533			女	昭和 27年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
2534			男	昭和 30年 生		C1社	平成14年1月15日	平成14年4月1日	53万 円
2535			女	昭和 40年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	30万 円
2536			男	昭和 35年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年7月1日	36万 円
2537			女	昭和 50年 生		C1社	平成10年10月1日	平成11年7月31日	20万 円
2538			男	昭和 38年 生		C1社	平成12年9月1日	平成13年10月1日	50万 円
2539			女	昭和 48年 生		C1社	平成10年10月1日	平成11年7月31日	20万 円
2540			男	昭和 28年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	38万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2541			女	昭和 34年 生		C1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	30万 円
2542			女	昭和 43年 生		C1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	18万 円
2543			男	昭和 29年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	38万 円
2544			男	昭和 26年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	47万 円
2545			男	昭和 27年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	50万 円
2546			男	昭和 29年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	53万 円
2547			女	昭和 32年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
2548			男	昭和 36年 生		C1社	平成12年9月1日	平成13年10月1日	47万 円
2549			男	昭和 39年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	36万 円
2550			男	昭和 38年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	34万 円
2551			女	昭和 29年 生		C1社	平成9年4月1日	平成9年9月1日	36万 円
2552			男	昭和 23年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年7月1日	47万 円
2553			女	昭和 41年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	26万 円
2554			男	昭和 23年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	53万 円
2555			男	昭和 42年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	26万 円
2556			男	昭和 40年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年5月1日	30万 円
2557			男	昭和 39年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	38万 円
2558			男	昭和 27年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	47万 円
2559			女	昭和 24年 生		C1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	16万 円
2560			男	昭和 38年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	30万 円
2561			女	昭和 34年 生		C1社	平成10年7月11日	平成11年10月1日	38万 円
2562			男	昭和 19年 生		C1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	59万 円
2563			男	昭和 42年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	28万 円
2564			男	昭和 32年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	38万 円
2565			女	昭和 45年 生		C1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	28万 円
2566			男	昭和 40年 生		C1社	平成12年9月1日	平成13年10月1日	41万 円
2567			女	昭和 27年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	38万 円
2568			女	昭和 27年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
2569			女	昭和 29年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	41万 円
2570			女	昭和 49年 生		C1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	30万 円
2571			女	昭和 27年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	38万 円
2572			女	昭和 53年 生		C1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	19万 円
2573			男	昭和 30年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
2574			男	昭和 50年 生		C1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	41万 円
2575			女	昭和 31年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年5月1日	41万 円
2576			男	昭和 32年 生		C1社	平成10年4月25日	平成10年9月1日	44万 円
2577			男	昭和 26年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	47万 円
2578			女	昭和 24年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年5月1日	47万 円
2579			男	昭和 38年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	28万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2580			男	昭和 25年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	47万 円
2581			女	昭和 32年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	34万 円
2582			男	昭和 32年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	38万 円
2583			男	昭和 35年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	34万 円
2584			女	昭和 27年 生		C1社	平成12年3月1日	平成12年10月1日	59万 円
2585			男	昭和 27年 生		C1社	平成10年7月25日	平成11年10月1日	53万 円
2586			女	昭和 26年 生		C1社	平成10年7月11日	平成11年9月1日	44万 円
2587			男	昭和 39年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	30万 円
2588			男	昭和 24年 生		C1社	平成9年4月1日	平成9年9月1日	50万 円
2589			男	昭和 38年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	30万 円
2590			男	昭和 24年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年5月1日	50万 円
2591			女	昭和 34年 生		C1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	24万 円
2592			男	昭和 37年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	32万 円
2593			女	昭和 35年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	32万 円
2594			男	昭和 28年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	41万 円
2595			女	昭和 26年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	50万 円
2596			男	昭和 34年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	38万 円
2597			女	昭和 28年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	38万 円
2598			男	昭和 29年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	41万 円
2599			女	昭和 30年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年7月1日	38万 円
2600			男	昭和 25年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	47万 円
2601			男	昭和 25年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	41万 円
2602			男	昭和 27年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	41万 円
2603			女	昭和 29年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	47万 円
2604			男	昭和 33年 生		C1社	平成12年9月1日	平成13年10月1日	53万 円
2605			女	昭和 34年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年7月1日	36万 円
2606			男	昭和 32年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	38万 円
2607			女	昭和 32年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	38万 円
2608			男	昭和 24年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年5月1日	53万 円
2609			女	昭和 31年 生		C1社	平成10年4月25日	平成10年10月1日	41万 円
2610			男	昭和 35年 生		C1社	平成9年4月28日	平成9年9月1日	32万 円
2611			女	昭和 33年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	38万 円
2612			女	昭和 25年 生		C1社	平成11年7月1日	平成11年8月1日	59万 円
2613			男	昭和 27年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	47万 円
2614			男	昭和 27年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	53万 円
2615			男	昭和 45年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	22万 円
2616			男	昭和 27年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年5月1日	50万 円
2617			女	昭和 27年 生		C1社	平成9年5月13日	平成9年10月1日	12万 6,000円
2618			女	昭和 43年 生		C1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	30万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2619			女	昭和 42年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	26万 円
2620			男	昭和 24年 生		C1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	59万 円
2621			男	昭和 28年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年5月1日	47万 円
2622			男	昭和 39年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	32万 円
2623			男	昭和 29年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
2624			女	昭和 38年 生		C1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	30万 円
2625			女	昭和 50年 生		C1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	22万 円
2626			女	昭和 29年 生		C1社	平成10年7月11日	平成11年10月1日	41万 円
2627			女	昭和 27年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
2628			男	昭和 29年 生		C1社	平成9年4月28日	平成9年9月1日	44万 円
2629			女	昭和 42年 生		C1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	14万 2,000円
2630			男	昭和 24年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	41万 円
2631			男	昭和 38年 生		C1社	平成14年1月15日	平成14年4月1日	36万 円
2632			男	昭和 28年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	41万 円
2633			女	昭和 29年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	34万 円
2634			男	昭和 39年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	28万 円
2635			女	昭和 46年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	22万 円
2636			男	昭和 31年 生		C1社	平成10年3月9日	平成10年9月1日	50万 円
2637			女	昭和 44年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	26万 円
2638			男	昭和 23年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	50万 円
2639			女	昭和 27年 生		C1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	28万 円
2640			男	昭和 32年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
2641			男	昭和 39年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	34万 円
2642			女	昭和 32年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	36万 円
2643			女	昭和 32年 生		C1社	平成9年4月28日	平成9年9月1日	34万 円
2644			男	昭和 34年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
2645			女	昭和 34年 生		C1社	平成10年7月11日	平成11年5月1日	41万 円
2646			男	昭和 23年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	47万 円
2647			女	昭和 28年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	38万 円
2648			男	昭和 24年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	44万 円
2649			男	昭和 22年 生		C1社	平成14年1月15日	平成14年4月1日	56万 円
2650			男	昭和 29年 生		C1社	平成10年10月1日	平成11年7月1日	41万 円
2651			男	昭和 39年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	30万 円
2652			男	昭和 29年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
2653			男	昭和 32年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	47万 円
2654			男	昭和 34年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
2655			男	昭和 30年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	36万 円
2656			男	昭和 47年 生		C1社	平成12年3月1日	平成12年10月1日	38万 円
2657			男	昭和 35年 生		C1社	平成9年4月28日	平成9年9月1日	34万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2658			男	昭和 35年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	32万 円
2659			男	昭和 32年 生		C1社	平成9年4月28日	平成9年9月1日	38万 円
2660			男	昭和 36年 生		C1社	平成9年4月28日	平成9年9月1日	34万 円
2661			女	昭和 43年 生		C1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	18万 円
2662			女	昭和 40年 生		C1社	平成10年7月11日	平成11年10月1日	32万 円
2663			男	昭和 41年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	34万 円
2664			男	昭和 38年 生		C1社	平成10年4月25日	平成10年9月1日	36万 円
2665			男	昭和 38年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	32万 円
2666			女	昭和 46年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	24万 円
2667			男	昭和 40年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	36万 円
2668			男	昭和 28年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
2669			男	昭和 34年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	38万 円
2670			男	昭和 29年 生		C1社	平成12年10月1日	平成13年10月1日	62万 円
2671			男	昭和 36年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	38万 円
2672			女	昭和 25年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	41万 円
2673			男	昭和 38年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	34万 円
2674			女	昭和 45年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	26万 円
2675			男	昭和 35年 生		C1社	平成10年9月18日	平成11年7月1日	38万 円
2676			男	昭和 32年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年7月1日	38万 円
2677			男	昭和 36年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	32万 円
2678			女	昭和 30年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	38万 円
2679			男	昭和 39年 生		C1社	平成10年9月28日	平成11年5月1日	32万 円
2680			男	昭和 24年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	50万 円
2681			男	昭和 23年 生		C1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	59万 円
2682			男	昭和 35年 生		C1社	平成9年4月28日	平成9年9月1日	32万 円
2683			女	昭和 23年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
2684			男	昭和 39年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	30万 円
2685			女	昭和 37年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	30万 円
2686			男	昭和 25年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	36万 円
2687			男	昭和 28年 生		C1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	41万 円
2688			女	昭和 41年 生		C1社	平成10年2月19日	平成10年9月1日	26万 円
2689			男	昭和 26年 生		C1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
2690			女	昭和 45年 生		C1社	平成9年4月1日	平成9年9月1日	24万 円
2691			女	昭和 26年 生		C1社	平成9年4月28日	平成9年10月1日	44万 円
2692			男	昭和 31年 生		C1社	平成10年7月11日	平成11年5月1日	53万 円
2693			女	昭和 40年 生		D1社	平成12年5月10日	平成12年10月1日	32万 円
2694			女	昭和 48年 生		D1社	平成11年10月8日	平成12年10月1日	26万 円
2695			男	昭和 48年 生		D1社	平成11年10月8日	平成12年10月1日	32万 円
2696			女	昭和 47年 生		D1社	平成12年5月2日	平成12年10月1日	26万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2697			男	昭和 25年 生		D1社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	62万 円
2698			男	昭和 43年 生		D1社	平成11年10月8日	平成12年7月1日	38万 円
2699			男	昭和 48年 生		E1社	平成12年8月1日	平成12年10月1日	22万 円
2700			男	昭和 45年 生		E1社	平成12年8月1日	平成12年10月1日	20万 円
2701			男	昭和 46年 生		F1社	平成11年1月1日	平成11年10月1日	34万 円
2702			男	昭和 45年 生		F1社	平成10年10月1日	平成11年1月1日	32万 円
2703			男	昭和 42年 生		G1社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	41万 円
2704			女	昭和 44年 生		G1社	平成12年11月1日	平成13年7月1日	18万 円
2705			男	昭和 49年 生		G1社	平成10年3月1日	平成10年8月1日	34万 円
2706			男	昭和 42年 生		G1社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	38万 円
2707			女	昭和 47年 生		H1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	26万 円
2708			女	昭和 46年 生		H1社	平成10年7月1日	平成11年10月1日	30万 円
2709			女	昭和 47年 生		H1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	26万 円
2710			女	昭和 48年 生		H1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	26万 円
2711			女	昭和 35年 生		H1社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	38万 円
2712			男	昭和 44年 生		H1社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	44万 円
2713			男	昭和 35年 生		I1社	平成14年11月1日	平成15年5月1日	59万 円
2714			男	昭和 40年 生		I1社	平成14年11月1日	平成15年9月1日	47万 円
2715			男	昭和 39年 生		I1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	41万 円
2716			女	昭和 43年 生		I1社	平成10年10月1日	平成11年5月1日	30万 円
2717			男	昭和 43年 生		I1社	平成14年12月1日	平成15年9月1日	50万 円
2718			女	昭和 46年 生		I1社	平成15年7月1日	平成15年9月1日	38万 円
2719			男	昭和 47年 生		J1社	平成15年7月1日	平成15年9月1日	38万 円
2720			男	昭和 47年 生		J1社	平成15年7月1日	平成15年9月1日	34万 円
2721			男	昭和 49年 生		J1社	平成15年7月1日	平成15年9月1日	36万 円
2722			女	昭和 50年 生		J1社	平成15年7月1日	平成15年9月1日	32万 円
2723			男	昭和 52年 生		J1社	平成15年7月1日	平成15年9月1日	34万 円
2724			男	昭和 54年 生		J1社	平成15年7月1日	平成15年9月1日	28万 円
2725			男	昭和 54年 生		J1社	平成15年7月1日	平成15年9月1日	30万 円
2726			女	昭和 34年 生		K1社	平成9年8月18日	平成10年10月1日	18万 円
2727			男	昭和 30年 生		K1社	平成9年10月1日	平成10年4月1日	59万 円
2728			男	昭和 52年 生		L1社	平成13年9月1日	平成13年10月1日	32万 円
2729			男	昭和 51年 生		L1社	平成13年10月1日	平成14年7月1日	26万 円
2730			男	昭和 44年 生		L1社	平成13年6月1日	平成13年10月1日	47万 円
2731			男	昭和 52年 生		M1社	平成14年8月12日	平成15年4月1日	20万 円
2732			女	昭和 25年 生		N1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	17万 円
2733			男	昭和 48年 生		N1社	平成12年11月1日	平成13年6月1日	28万 円
2734			男	昭和 54年 生		N1社	平成14年4月1日	平成14年10月1日	22万 円
2735			男	昭和 40年 生		N1社	平成11年9月1日	平成11年10月1日	28万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2736			女	昭和 39年 生		N1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	30万 円
2737			女	昭和 34年 生		N1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	36万 円
2738			男	昭和 48年 生		N1社	平成11年7月1日	平成11年10月1日	30万 円
2739			男	昭和 36年 生		O1社	平成11年9月1日	平成12年7月1日	56万 円
2740			男	昭和 37年 生		O1社	平成11年9月1日	平成12年10月1日	44万 円
2741			男	昭和 30年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2742			男	昭和 32年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2743			男	昭和 33年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
2744			男	昭和 29年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2745			男	昭和 26年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2746			男	昭和 24年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2747			男	昭和 38年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2748			男	昭和 27年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2749			男	昭和 38年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
2750			男	昭和 33年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2751			男	昭和 23年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2752			男	昭和 39年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	36万 円
2753			男	昭和 42年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
2754			男	昭和 33年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2755			男	昭和 45年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	32万 円
2756			男	昭和 34年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2757			男	昭和 30年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2758			男	昭和 31年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2759			男	昭和 29年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2760			男	昭和 39年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2761			男	昭和 38年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2762			男	昭和 23年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2763			男	昭和 32年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2764			男	昭和 33年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2765			男	昭和 42年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年8月1日	41万 円
2766			男	昭和 30年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2767			男	昭和 46年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	34万 円
2768			男	昭和 30年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
2769			男	昭和 29年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2770			男	昭和 51年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	28万 円
2771			男	昭和 46年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	34万 円
2772			男	昭和 28年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2773			男	昭和 32年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年8月1日	47万 円
2774			男	昭和 49年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	26万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2775			男	昭和 29年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2776			男	昭和 42年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	34万 円
2777			男	昭和 36年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2778			男	昭和 38年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
2779			男	昭和 29年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2780			男	昭和 47年 生		P1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	28万 円
2781			男	昭和 42年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2782			男	昭和 23年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2783			男	昭和 37年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
2784			男	昭和 40年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	36万 円
2785			男	昭和 40年 生		P1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2786			男	昭和 30年 生		Q1社	平成14年9月1日	平成14年10月1日	50万 円
2787			男	昭和 38年 生		Q1社	平成14年6月1日	平成14年9月1日	47万 円
2788			男	昭和 32年 生		Q1社	平成14年6月1日	平成14年10月1日	62万 円
2789			男	昭和 46年 生		R1社	平成15年2月25日	平成15年9月1日	36万 円
2790			女	昭和 45年 生		S1社	平成12年4月1日	平成12年10月1日	28万 円
2791			男	昭和 48年 生		S1社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	24万 円
2792			男	昭和 48年 生		S1社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	24万 円
2793			男	昭和 43年 生		S1社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	32万 円
2794			男	昭和 35年 生		T1社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	38万 円
2795			男	昭和 43年 生		U1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	38万 円
2796			男	昭和 15年 生		V1社	平成10年4月1日	平成10年7月1日	59万 円
2797			男	昭和 22年 生		V1社	平成10年4月1日	平成10年7月1日	59万 円
2798			女	昭和 26年 生		W1社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	30万 円
2799			男	昭和 26年 生		X1社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	50万 円
2800			男	昭和 24年 生		X1社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	59万 円
2801			男	昭和 49年 生		Y1社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	24万 円
2802			男	昭和 47年 生		Y1社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	24万 円
2803			男	昭和 25年 生		Z1社	平成15年2月1日	平成15年8月1日	38万 円
2804			男	昭和 40年 生		A2社	平成10年6月1日	平成10年10月1日	32万 円
2805			男	昭和 35年 生		A2社	平成10年6月1日	平成10年10月1日	38万 円
2806			男	昭和 51年 生		B2社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	38万 円
2807			男	昭和 33年 生		B2社	平成10年3月25日	平成10年10月1日	47万 円
2808			男	昭和 33年 生		B2社	平成15年2月1日	平成15年3月1日	62万 円
2809			男	昭和 50年 生		B2社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	38万 円
2810			女	昭和 45年 生		B2社	平成10年3月16日	平成10年10月1日	30万 円
2811			男	昭和 35年 生		B2社	平成10年3月25日	平成10年10月1日	41万 円
2812			男	昭和 39年 生		B2社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	62万 円
2813			男	昭和 29年 生		B2社	平成15年2月1日	平成15年3月1日	56万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2814			女	昭和 49年 生		B2社	平成15年2月1日	平成15年3月1日	38万 円
2815			男	昭和 25年 生		B2社	平成10年3月25日	平成10年10月1日	50万 円
2816			男	昭和 39年 生		B2社	平成10年3月25日	平成10年9月1日	36万 円
2817			男	昭和 37年 生		B2社	平成10年3月25日	平成10年10月1日	41万 円
2818			男	昭和 31年 生		B2社	平成10年3月25日	平成10年10月1日	47万 円
2819			男	昭和 52年 生		B2社	平成15年4月1日	平成15年7月1日	32万 円
2820			男	昭和 41年 生		B2社	平成10年3月25日	平成10年9月1日	34万 円
2821			男	昭和 45年 生		C2社	平成15年5月1日	平成15年9月1日	47万 円
2822			男	昭和 34年 生		C2社	平成14年11月1日	平成14年12月1日	62万 円
2823			女	昭和 26年 生		D2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	44万 円
2824			女	昭和 38年 生		D2社	平成12年7月1日	平成12年10月1日	22万 円
2825			女	昭和 26年 生		D2社	平成13年1月22日	平成13年10月1日	10万 4,000円
2826			女	昭和 23年 生		D2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	47万 円
2827			男	昭和 30年 生		D2社	平成13年12月1日	平成14年2月1日	53万 円
2828			女	昭和 35年 生		D2社	平成14年12月1日	平成15年9月1日	26万 円
2829			男	昭和 46年 生		E2社	平成10年9月1日	平成11年10月1日	36万 円
2830			男	昭和 49年 生		E2社	平成12年3月21日	平成12年10月1日	30万 円
2831			男	昭和 31年 生		F2社	平成9年8月1日	平成10年10月1日	44万 円
2832			女	昭和 50年 生		G2社	平成12年5月1日	平成12年10月1日	22万 円
2833			女	昭和 40年 生		H2社	平成9年11月1日	平成10年10月1日	20万 円
2834			男	昭和 26年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2835			男	昭和 26年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2836			男	昭和 33年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	36万 円
2837			女	昭和 50年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	16万 円
2838			男	昭和 23年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2839			男	昭和 27年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2840			男	昭和 32年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2841			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2842			男	昭和 27年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2843			男	昭和 26年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2844			男	昭和 39年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	36万 円
2845			男	昭和 30年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2846			男	昭和 31年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2847			男	昭和 30年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年7月1日	44万 円
2848			男	昭和 38年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2849			男	昭和 23年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2850			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2851			女	昭和 41年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年4月1日	15万 円
2852			男	昭和 30年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2853			女	昭和 50年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	16万 円
2854			男	昭和 29年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2855			男	昭和 38年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2856			男	昭和 29年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2857			男	昭和 29年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2858			男	昭和 39年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
2859			男	昭和 23年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2860			男	昭和 39年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2861			男	昭和 35年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2862			男	昭和 35年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
2863			男	昭和 28年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2864			男	昭和 26年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年7月1日	56万 円
2865			男	昭和 27年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2866			女	昭和 39年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	16万 円
2867			男	昭和 23年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2868			男	昭和 28年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	53万 円
2869			男	昭和 25年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2870			男	昭和 43年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
2871			男	昭和 27年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2872			男	昭和 33年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2873			男	昭和 23年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2874			女	昭和 35年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	15万 円
2875			男	昭和 36年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2876			男	昭和 31年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2877			男	昭和 41年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
2878			男	昭和 30年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2879			男	昭和 34年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
2880			男	昭和 29年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2881			男	昭和 30年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2882			女	昭和 24年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	16万 円
2883			男	昭和 29年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2884			男	昭和 33年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2885			男	昭和 39年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
2886			男	昭和 28年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年6月1日	56万 円
2887			男	昭和 39年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
2888			男	昭和 31年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2889			男	昭和 25年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2890			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年6月1日	50万 円
2891			男	昭和 26年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2892			男	昭和 37年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2893			男	昭和 25年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2894			男	昭和 37年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
2895			男	昭和 27年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2896			女	昭和 42年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	15万 円
2897			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2898			男	昭和 25年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2899			男	昭和 27年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2900			男	昭和 37年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2901			男	昭和 51年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	24万 円
2902			男	昭和 32年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2903			男	昭和 29年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2904			男	昭和 35年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	44万 円
2905			男	昭和 23年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2906			男	昭和 23年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	59万 円
2907			女	昭和 35年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年6月1日	19万 円
2908			男	昭和 28年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	59万 円
2909			男	昭和 32年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	44万 円
2910			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年8月1日	50万 円
2911			男	昭和 47年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	28万 円
2912			男	昭和 27年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年7月1日	53万 円
2913			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2914			男	昭和 37年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
2915			男	昭和 26年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2916			女	昭和 34年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	14万 2,000円
2917			男	昭和 26年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2918			男	昭和 33年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2919			男	昭和 23年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2920			男	昭和 31年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2921			男	昭和 36年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2922			男	昭和 36年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2923			男	昭和 35年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2924			男	昭和 37年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
2925			男	昭和 27年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2926			男	昭和 26年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2927			男	昭和 27年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2928			男	昭和 28年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2929			男	昭和 33年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
2930			男	昭和 39年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2931			男	昭和 26年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2932			男	昭和 40年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
2933			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2934			男	昭和 40年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2935			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	56万 円
2936			女	昭和 47年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	17万 円
2937			男	昭和 31年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2938			男	昭和 39年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2939			男	昭和 40年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2940			女	昭和 44年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	14万 2,000円
2941			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2942			男	昭和 32年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2943			男	昭和 29年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2944			男	昭和 51年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	24万 円
2945			男	昭和 29年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2946			女	昭和 27年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2947			男	昭和 51年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	24万 円
2948			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2949			男	昭和 36年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
2950			男	昭和 23年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2951			男	昭和 28年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2952			男	昭和 23年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2953			男	昭和 25年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2954			男	昭和 30年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2955			男	昭和 26年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	56万 円
2956			男	昭和 42年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2957			男	昭和 27年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2958			男	昭和 34年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2959			男	昭和 36年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
2960			男	昭和 40年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
2961			男	昭和 28年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2962			男	昭和 29年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2963			男	昭和 28年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2964			男	昭和 39年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	36万 円
2965			男	昭和 37年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2966			男	昭和 30年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2967			男	昭和 36年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
2968			男	昭和 31年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2969			男	昭和 25年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
2970			女	昭和 23年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	19万 円
2971			女	昭和 37年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	32万 円
2972			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2973			男	昭和 38年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2974			男	昭和 38年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2975			男	昭和 40年 生		I2社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	36万 円
2976			男	昭和 39年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
2977			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
2978			男	昭和 25年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2979			男	昭和 30年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2980			男	昭和 31年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	56万 円
2981			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2982			男	昭和 27年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2983			男	昭和 27年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2984			男	昭和 37年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2985			男	昭和 54年 生		I2社	平成11年1月1日	平成11年7月1日	22万 円
2986			男	昭和 29年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年9月1日	47万 円
2987			男	昭和 31年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2988			男	昭和 39年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	36万 円
2989			男	昭和 32年 生		I2社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	50万 円
2990			男	昭和 26年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
2991			男	昭和 51年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	26万 円
2992			男	昭和 24年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
2993			男	昭和 31年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年7月1日	47万 円
2994			男	昭和 25年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
2995			男	昭和 33年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
2996			男	昭和 42年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
2997			男	昭和 45年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	36万 円
2998			男	昭和 37年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
2999			男	昭和 28年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
3000			男	昭和 48年 生		I2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	30万 円
3001			女	昭和 42年 生		J2社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	28万 円
3002			男	昭和 42年 生		J2社	平成10年9月1日	平成11年10月1日	36万 円
3003			女	昭和 49年 生		J2社	平成10年9月1日	平成11年10月1日	28万 円
3004			女	昭和 30年 生		J2社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	24万 円
3005			男	昭和 50年 生		K2社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	32万 円
3006			男	昭和 48年 生		K2社	平成13年10月1日	平成14年5月1日	34万 円
3007			男	昭和 30年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年9月1日	56万 円
3008			男	昭和 34年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	62万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
3009			男	昭和 38年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年9月1日	44万 円
3010			男	昭和 37年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	53万 円
3011			男	昭和 37年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	62万 円
3012			男	昭和 41年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年9月1日	47万 円
3013			男	昭和 37年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	47万 円
3014			男	昭和 32年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	62万 円
3015			男	昭和 32年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年9月1日	56万 円
3016			男	昭和 42年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年9月1日	50万 円
3017			男	昭和 48年 生		K2社	平成13年10月1日	平成14年10月1日	34万 円
3018			女	昭和 48年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	36万 円
3019			男	昭和 36年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年9月1日	53万 円
3020			女	昭和 50年 生		K2社	平成10年11月1日	平成11年10月1日	26万 円
3021			男	昭和 49年 生		K2社	平成11年1月1日	平成11年10月1日	26万 円
3022			男	昭和 43年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	36万 円
3023			男	昭和 44年 生		K2社	平成11年10月1日	平成12年7月1日	32万 円
3024			男	昭和 37年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	47万 円
3025			男	昭和 36年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年9月1日	44万 円
3026			男	昭和 40年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	41万 円
3027			男	昭和 34年 生		K2社	平成13年10月1日	平成14年10月1日	50万 円
3028			男	昭和 42年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年9月1日	44万 円
3029			男	昭和 45年 生		K2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	36万 円
3030			男	昭和 53年 生		L2社	平成10年8月1日	平成10年9月1日	18万 円
3031			男	昭和 26年 生		L2社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	50万 円
3032			男	昭和 27年 生		L2社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	44万 円
3033			男	昭和 27年 生		M2社	平成10年2月1日	平成10年10月1日	56万 円
3034			男	昭和 43年 生		M2社	平成9年12月1日	平成10年8月1日	36万 円
3035			男	昭和 33年 生		M2社	平成9年12月1日	平成10年10月1日	59万 円
3036			女	昭和 32年 生		N2社	平成11年3月1日	平成11年4月1日	19万 円
3037			男	昭和 26年 生		O2社	平成10年1月1日	平成10年10月1日	53万 円
3038			女	昭和 46年 生		P2社	平成13年7月1日	平成14年10月1日	17万 円
3039			男	昭和 34年 生		P2社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	50万 円
3040			女	昭和 40年 生		P2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	22万 円
3041			女	昭和 28年 生		P2社	平成13年10月1日	平成14年10月1日	41万 円
3042			女	昭和 30年 生		Q2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	14万 2,000円
3043			女	昭和 48年 生		Q2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	13万 4,000円
3044			女	昭和 44年 生		Q2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	13万 4,000円
3045			女	昭和 40年 生		Q2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	13万 4,000円
3046			女	昭和 40年 生		Q2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	13万 4,000円
3047			男	昭和 26年 生		R2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	50万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
3048			男	昭和 46年 生		R2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	24万 円
3049			男	昭和 40年 生		S2社	平成12年6月1日	平成12年10月1日	36万 円
3050			男	昭和 28年 生		S2社	平成11年5月1日	平成11年10月1日	59万 円
3051			女	昭和 41年 生		S2社	平成10年1月1日	平成10年5月1日	17万 円
3052			男	昭和 51年 生		S2社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	22万 円
3053			男	昭和 33年 生		S2社	平成12年6月1日	平成12年10月1日	59万 円
3054			男	昭和 40年 生		S2社	平成12年6月1日	平成12年10月1日	36万 円
3055			男	昭和 51年 生		S2社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	22万 円
3056			男	昭和 48年 生		S2社	平成10年10月1日	平成11年9月1日	28万 円
3057			男	昭和 38年 生		S2社	平成9年9月1日	平成10年10月1日	41万 円
3058			男	昭和 31年 生		T2社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	59万 円
3059			女	昭和 51年 生		U2社	平成9年7月1日	平成10年10月1日	11万 8,000円
3060			男	昭和 40年 生		V2社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	34万 円
3061			男	昭和 48年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	26万 円
3062			男	昭和 37年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	44万 円
3063			男	昭和 26年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年8月1日	47万 円
3064			男	昭和 23年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	50万 円
3065			男	昭和 30年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
3066			男	昭和 32年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	56万 円
3067			男	昭和 28年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
3068			男	昭和 30年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	47万 円
3069			男	昭和 31年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円
3070			男	昭和 32年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
3071			男	昭和 37年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	50万 円
3072			女	昭和 29年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
3073			男	昭和 31年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	44万 円
3074			男	昭和 39年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	34万 円
3075			男	昭和 23年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	50万 円
3076			男	昭和 41年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	30万 円
3077			男	昭和 40年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	32万 円
3078			男	昭和 48年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	32万 円
3079			男	昭和 30年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
3080			男	昭和 35年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年8月1日	50万 円
3081			男	昭和 29年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年7月1日	59万 円
3082			男	昭和 42年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	34万 円
3083			男	昭和 41年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	47万 円
3084			男	昭和 37年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	36万 円
3085			男	昭和 47年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	28万 円
3086			男	昭和 25年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年7月1日	56万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
3087			男	昭和 39年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	36万 円
3088			男	昭和 27年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	47万 円
3089			男	昭和 24年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	53万 円
3090			男	昭和 39年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	34万 円
3091			男	昭和 27年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	47万 円
3092			男	昭和 24年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	50万 円
3093			男	昭和 27年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
3094			男	昭和 36年 生		V2社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	36万 円
3095			男	昭和 51年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年8月1日	24万 円
3096			男	昭和 46年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	28万 円
3097			男	昭和 37年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	44万 円
3098			男	昭和 29年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
3099			男	昭和 28年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	59万 円
3100			男	昭和 28年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
3101			男	昭和 28年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
3102			男	昭和 37年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
3103			男	昭和 25年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	47万 円
3104			男	昭和 39年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	34万 円
3105			男	昭和 36年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	41万 円
3106			男	昭和 40年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	36万 円
3107			男	昭和 33年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	44万 円
3108			男	昭和 34年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	47万 円
3109			男	昭和 35年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	34万 円
3110			男	昭和 27年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	47万 円
3111			男	昭和 28年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
3112			男	昭和 28年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	47万 円
3113			男	昭和 47年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	26万 円
3114			男	昭和 26年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年9月1日	47万 円
3115			男	昭和 31年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年8月1日	47万 円
3116			男	昭和 31年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
3117			男	昭和 39年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
3118			男	昭和 40年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	36万 円
3119			男	昭和 36年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年7月1日	36万 円
3120			男	昭和 26年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円
3121			男	昭和 28年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	50万 円
3122			男	昭和 25年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	47万 円
3123			男	昭和 23年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	47万 円
3124			男	昭和 40年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
3125			男	昭和 25年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	50万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
3126			男	昭和 23年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年8月1日	53万 円
3127			男	昭和 38年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年8月1日	41万 円
3128			男	昭和 44年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
3129			男	昭和 30年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年8月1日	44万 円
3130			男	昭和 28年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	53万 円
3131			男	昭和 26年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	50万 円
3132			男	昭和 42年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	30万 円
3133			男	昭和 34年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
3134			男	昭和 29年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	47万 円
3135			男	昭和 31年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	47万 円
3136			男	昭和 39年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
3137			男	昭和 41年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	36万 円
3138			男	昭和 29年 生		V2社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	53万 円
3139			男	昭和 43年 生		V2社	平成9年10月1日	平成10年2月1日	26万 円
3140			男	昭和 29年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	53万 円
3141			男	昭和 31年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
3142			男	昭和 29年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	44万 円
3143			男	昭和 35年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年7月1日	36万 円
3144			男	昭和 31年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
3145			男	昭和 25年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	50万 円
3146			男	昭和 24年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円
3147			男	昭和 31年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
3148			男	昭和 23年 生		V2社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	53万 円
3149			男	昭和 32年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	47万 円
3150			男	昭和 37年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	36万 円
3151			男	昭和 46年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	28万 円
3152			男	昭和 25年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	50万 円
3153			男	昭和 40年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	36万 円
3154			男	昭和 24年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	50万 円
3155			男	昭和 23年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	47万 円
3156			男	昭和 37年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
3157			男	昭和 30年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年8月1日	47万 円
3158			男	昭和 26年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	53万 円
3159			男	昭和 24年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円
3160			男	昭和 27年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	47万 円
3161			男	昭和 25年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	53万 円
3162			男	昭和 37年 生		V2社	平成10年9月1日	平成10年10月1日	41万 円
3163			男	昭和 25年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円
3164			男	昭和 24年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
3165			男	昭和 24年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	59万 円
3166			男	昭和 23年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
3167			男	昭和 25年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
3168			男	昭和 24年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年8月1日	47万 円
3169			男	昭和 24年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	59万 円
3170			男	昭和 24年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	50万 円
3171			男	昭和 23年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	53万 円
3172			男	昭和 24年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	47万 円
3173			男	昭和 23年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	59万 円
3174			男	昭和 25年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
3175			男	昭和 23年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	56万 円
3176			男	昭和 26年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	59万 円
3177			男	昭和 23年 生		V2社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	56万 円
3178			男	昭和 25年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	53万 円
3179			男	昭和 26年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
3180			男	昭和 26年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	59万 円
3181			男	昭和 26年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
3182			男	昭和 23年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	50万 円
3183			男	昭和 27年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
3184			男	昭和 24年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	44万 円
3185			男	昭和 25年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円
3186			男	昭和 24年 生		V2社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
3187			男	昭和 25年 生		V2社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	50万 円
3188			男	昭和 49年 生		W2社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	18万 円
3189			男	昭和 52年 生		W2社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	17万 円
3190			男	昭和 23年 生		X2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	62万 円

## 厚生年金 事案 3191

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 32 年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成 9 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで  
② 平成 9 年 5 月 31 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 27 年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年4月1日から同年5月31日まで  
② 平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 39 年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年4月1日から同年5月31日まで  
② 平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 3194

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和17年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年4月1日から同年5月31日まで  
② 平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和46年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年4月1日から同年5月31日まで  
② 平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 35 年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年4月1日から同年5月31日まで  
② 平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成13年3月から同年6月までの期間については62万円、同年7月から同年9月までの期間については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和34年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成13年3月19日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成13年3月から同年6月までの期間については62万円、同年7月から同年9月までの期間については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成9年9月については56万円、同年10月から10年3月までの期間については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和24年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成9年9月1日から10年4月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成9年9月については56万円、同年10月から10年3月までの期間については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成10年3月及び同年4月については47万円、同年5月から同年9月までの期間については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和29年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成10年3月1日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成10年3月及び同年4月については47万円、同年5月から同年9月までの期間については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成10年3月及び同年4月については53万円、同年5月から同年9月までの期間については59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和23年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成10年3月1日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成10年3月及び同年4月については53万円、同年5月から同年9月までの期間については59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成13年7月から同年9月までの期間については50万円、同年10月から14年9月までの期間については47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和41年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成13年7月1日から14年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成13年7月から同年9月までの期間については50万円、同年10月から14年9月までの期間については47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 3202

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和49年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成10年9月1日から11年5月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和48年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成10年9月1日から11年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 3204

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和43年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成13年9月1日から14年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 53 年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 13 年 9 月 1 日から 14 年 6 月 1 日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 50 年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 7 月 1 日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 26 年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 10 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和45年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成10年9月1日から11年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 52 年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 13 年 9 月 1 日から 14 年 7 月 1 日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 51 年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 6 月 1 日まで  
② 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 3211

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 25 年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成 9 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 平成 10 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社及びB社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成15年2月については36万円、同年7月及び同年8月については34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和49年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成15年2月1日から同年3月1日まで  
② 平成15年7月1日から同年9月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成15年2月については36万円、同年7月及び同年8月については34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成9年9月については59万円、10年5月及び同年6月については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和31年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年9月1日から同年10月1日まで  
② 平成10年5月1日から同年7月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社及びB社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成9年9月については59万円、10年5月及び同年6月については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 3214

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成10年7月及び同年8月については36万円、11年1月から同年9月までの期間については41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和41年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成10年7月1日から同年9月1日まで  
② 平成11年1月1日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成10年7月及び同年8月については36万円、11年1月から同年9月までの期間については41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 3215

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和23年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年9月1日から同年10月1日まで  
② 平成10年7月1日から同年9月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社及びB社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 3216

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成9年9月については59万円、10年5月から同年9月までの期間については50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和29年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年9月1日から同年10月1日まで  
② 平成10年5月1日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社及びB社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成9年9月については59万円、10年5月から同年9月までの期間については50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 3217

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成9年9月については50万円、10年10月から11年9月までの期間については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和27年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年9月1日から同年10月1日まで  
② 平成10年10月1日から11年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社及びB社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成9年9月については50万円、10年10月から11年9月までの期間については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の32万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(32万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から同年12月1日まで  
申立期間の標準報酬月額は、A社が、報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って行い、その後、訂正が行われているものの、控除された保険料に見合う標準報酬月額が年金額の計算の基礎にならないと記録されている。控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初32万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成13年1月に32万円から34万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(34万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(32万円)となっている。

しかしながら、厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立期間について、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(28万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年3月1日から同年8月1日まで

申立期間の標準報酬月額は、A社が、報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って行い、その後、訂正が行われているものの、控除された保険料に見合う標準報酬月額が年金額の計算の基礎にならないと記録されている。控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初28万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成16年9月に28万円から36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(36万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(28万円)となっている。

しかしながら、厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の32万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(32万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年8月1日まで

申立期間の標準報酬月額は、A社が、報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って行い、その後、訂正が行われているものの、控除された保険料に見合う標準報酬月額が年金額の計算の基礎にならないと記録されている。控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初32万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成16年9月に32万円から44万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正届に基づく標準報酬月額(44万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(32万円)となってい

る。

しかしながら、厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 3221～3234（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では申立期間の標準賞与額が記録されていない。

厚生年金基金に記録されている標準賞与額に基づく保険料が控除されており、勤務先の＜事業所名＞（別添一覧表参照）が、社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の賞与等報酬記録表から、申立人は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一グループ会社に係る同種の案件 14 件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3221			男	昭和 53年 生		A社	平成15年6月25日	18万 6,000円
3222			男	昭和 50年 生		A社	平成15年6月25日	93万 2,000円
3223			女	昭和 55年 生		A社	平成15年6月25日	15万 2,000円
3224			男	昭和 50年 生		A社	平成15年6月25日	96万 4,000円
3225			男	昭和 52年 生		A社	平成15年6月25日	17万 円
3226			男	昭和 47年 生		A社	平成15年6月25日	102万 8,000円
3227			男	昭和 53年 生		A社	平成15年6月25日	18万 6,000円
3228			男	昭和 52年 生		A社	平成15年6月25日	18万 6,000円
3229			男	昭和 24年 生		A社	平成15年6月25日	150万 円
3230			男	昭和 47年 生		A社	平成15年6月25日	74万 8,000円
3231			男	昭和 52年 生		A社	平成15年6月25日	17万 円
3232			男	昭和 36年 生		A社	平成15年6月25日	150万 円
3233			男	昭和 53年 生		A社	平成15年6月25日	18万 6,000円
3234			男	昭和 46年 生		A社	平成15年6月25日	83万 3,000円

## 厚生年金 事案 3235～3251（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準賞与額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準賞与額に基づく保険料が控除されており、勤務先の＜事業所名＞（別添一覧表参照）が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の賞与等報酬記録表から、申立人は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一グループ会社に係る同種の案件 17 件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3235			男	昭和 38年 生		A社	平成15年6月25日	74万 5,000円
3236			男	昭和 29年 生		A社	平成15年6月25日	88万 7,000円
3237			男	昭和 48年 生		A社	平成15年6月25日	54万 4,000円
3238			男	昭和 36年 生		A社	平成15年6月25日	74万 1,000円
3239			男	昭和 34年 生		A社	平成15年6月25日	76万 9,000円
3240			男	昭和 53年 生		A社	平成15年6月25日	44万 2,000円
3241			男	昭和 34年 生		A社	平成15年6月25日	76万 8,000円
3242			女	昭和 42年 生		A社	平成15年6月25日	50万 9,000円
3243			男	昭和 46年 生		A社	平成15年6月25日	65万 5,000円
3244			女	昭和 29年 生		A社	平成15年6月25日	89万 3,000円
3245			女	昭和 42年 生		A社	平成15年6月25日	56万 4,000円
3246			男	昭和 46年 生		A社	平成15年6月25日	66万 4,000円
3247			男	昭和 43年 生		A社	平成15年6月25日	72万 7,000円
3248			男	昭和 36年 生		A社	平成15年6月25日	82万 9,000円
3249			男	昭和 46年 生		A社	平成15年6月25日	72万 4,000円
3250			女	昭和 41年 生		A社	平成15年6月25日	65万 2,000円
3251			女	昭和 42年 生		A社	平成15年6月25日	82万 3,000円

## 厚生年金 事案 3252 (別添一覧表参照)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の<事業所名> (別添一覧表参照) における資格取得日に係る記録を<資格取得日> (別添一覧表参照) に訂正し、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額> (別添一覧表参照) とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号:	
生年月日:	
住所:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: <申立期間(自)> (別添一覧表参照) から<申立期間(至)> (別添一覧表参照) まで

<事業所名> (別添一覧表参照) における厚生年金基金の記録では<申立期間(自)> から勤務とされているが、社会保険庁の記録では<申立期間(至)> とされている。

<申立期間(自)> (別添一覧表参照) から勤務し、保険料も控除されていた。また、事業所が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表(以下「基金記録等」という。)から、申立人は、<事業所名> (別添一覧表参照) に<資格取得日> (別添一覧表参照) から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、<標準報酬月額> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一グループ会社に係る同種の案件1件 (別添一覧表参照)

別紙2

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生 年 月	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	取得年月日	標準報酬月額
3252			女	昭和 30年 生		A社	平成9年12月1日	平成10年2月1日	平成9年12月1日	13万 4,000円

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成9年4月1日、資格喪失日が11年3月31日とされ、当該期間のうち、9年4月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所の記録によると、申立期間については、事業所が、社会保険事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。保険料が控除されていたので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成9年4月1日、資格喪失日が11年3月31日とされ、当該期間のうち、9年4月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表（以下「基金記録等」という。）から、申立人は、A社に平成9年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 3254 (別添一覧表参照)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の<事業所名> (別添一覧表参照) における資格喪失日に係る記録を<資格喪失日> (別添一覧表参照) に訂正し、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額> (別添一覧表参照) とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号:	
生年月日:	
住所:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: <申立期間(自)> (別添一覧表参照) から<申立期間(至)> (別添一覧表参照) まで

厚生年金基金の記録では、<事業所名> (別添一覧表参照) における資格喪失日が<申立期間(至)> (別添一覧表参照) とされているが、社会保険庁の記録では<申立期間(自)> (別添一覧表参照) とされている。

<退職日> (別添一覧表参照) まで勤務し、保険料も控除されていた。また、事業所が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表(以下「基金記録等」という。)から、申立人は、<事業所名> (別添一覧表参照) に<退職日> (別添一覧表参照) まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、<標準報酬月額> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一グループ会社に係る同種の案件1件 (別添一覧表参照)

別紙2

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	資格喪失日	退職日	標準報酬月額
3254			女	昭和 37年 生		A社	平成11年3月1日	平成11年4月1日	平成11年4月1日	平成11年3月31日	30万 円

## 厚生年金 事案 3255～3267（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の〈転籍前事業所名〉（別添一覧表参照）における資格喪失日に係る記録を〈資格喪失日〉（別添一覧表参照）に訂正し、申立期間の標準報酬月額を〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間（自）〉（別添一覧表参照）から〈申立期間（至）〉（別添一覧表参照）まで

社会保険庁の記録では、〈申立期間（自）〉（別添一覧表参照）に〈転籍前事業所名〉（別添一覧表参照）を資格喪失し、〈申立期間（至）〉（別添一覧表参照）に〈転籍後事業所名〉（別添一覧表参照）において資格取得しており、未加入期間が生じているが、両社はグループ会社であり、継続して勤務し、保険料も控除されていた。厚生年金基金の記録でも継続加入の記録となっている。

事業所が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表（以下「基金記録等」という。）により、申立人がグループ会社に継続して勤務し（〈資格喪失日〉（別添一覧表参照）に〈転籍前事業所名〉（別添一覧表参照）から〈転籍後事業所名〉（別添一覧表参照）に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一グループ会社に係る同種の案件 13 件 (別添一覧表参照)

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	転籍前事業所名	転籍後事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	資格喪失日	標準報酬月額
3255			男	昭和 26年 生		A社	B社	平成10年3月31日	平成10年4月1日	平成10年4月1日	56万 円
3256			男	昭和 42年 生		C社	C社	平成10年3月25日	平成10年4月1日	平成10年4月1日	38万 円
3257			男	昭和 23年 生		D社	E社	平成10年3月31日	平成10年4月1日	平成10年4月1日	50万 円
3258			男	昭和 28年 生		D社	E社	平成10年3月31日	平成10年4月1日	平成10年4月1日	47万 円
3259			男	昭和 28年 生		D社	E社	平成10年3月31日	平成10年4月1日	平成10年4月1日	41万 円
3260			男	昭和 37年 生		D社	E社	平成10年3月31日	平成10年4月1日	平成10年4月1日	32万 円
3261			女	昭和 41年 生		D社	E社	平成10年3月31日	平成10年4月1日	平成10年4月1日	26万 円
3262			男	昭和 32年 生		D社	E社	平成10年3月31日	平成10年4月1日	平成10年4月1日	41万 円
3263			男	昭和 28年 生		D社	E社	平成10年3月31日	平成10年4月1日	平成10年4月1日	41万 円
3264			男	昭和 30年 生		D社	E社	平成10年3月31日	平成10年4月1日	平成10年4月1日	41万 円
3265			男	昭和 43年 生		F社	G社	平成9年5月26日	平成9年6月1日	平成9年6月1日	38万 円
3266			男	昭和 41年 生		H社	I社	平成11年8月25日	平成11年9月1日	平成11年9月1日	47万 円
3267			男	昭和 32年 生		J社	K社	平成10年3月31日	平成10年4月1日	平成10年4月1日	41万 円

## 厚生年金 事案 3268 (別添一覧表参照)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の<転籍後事業所名> (別添一覧表参照)における資格取得日に係る記録を<資格取得日> (別添一覧表参照)に訂正し、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額> (別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名:	}	別添一覧表参照
基礎年金番号:		
生年月日:		
住所:		

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: <申立期間(自)> (別添一覧表参照) から<申立期間(至)> (別添一覧表参照) まで

社会保険庁の記録では、<申立期間(自)> (別添一覧表参照) に<転籍前事業所名> (別添一覧表参照) を資格喪失し、<申立期間(至)> (別添一覧表参照) に<転籍後事業所名> (別添一覧表参照) において資格取得しており、未加入期間が生じているが、両社はグループ会社であり、継続して勤務し、保険料も控除されていた。厚生年金基金の記録でも継続加入の記録となっている。

事業所が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表(以下「基金記録等」という。)により、申立人がグループ会社に継続して勤務し(<資格取得日> (別添一覧表参照) に<転籍前事業所名> (別添一覧表参照) から<転籍後事業所名> (別添一覧表参照) に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、<標準報酬月額> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一グループ会社に係る同種の案件1件（別添一覧表参照）

別紙2

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	転籍前事業所名	転籍後事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	資格取得日	標準報酬月額
3268			女	昭和 50年 生		A社	B社	平成14年5月1日	平成14年6月1日	平成14年5月1日	28万 円

## 厚生年金 事案 3269～3277（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の〈事業所名〉（別添一覧表参照）における資格取得日に係る記録を〈資格取得日〉（別添一覧表参照）に、資格喪失日に係る記録を〈資格喪失日〉（別添一覧表参照）に訂正し、申立期間の標準報酬月額を〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間（自）〉（別添一覧表参照）から〈申立期間（至）〉（別添一覧表参照）まで

社会保険庁の記録では、〈事業所名〉（別添一覧表参照）における記録が無く、未加入期間が生じているが、申立期間に継続して勤務し、保険料も控除されていた。厚生年金基金の記録でも継続した加入員記録がある。

事業所が、社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表（以下「基金記録等」という。）により、申立人が申立期間において〈事業所名〉（別添一覧表参照）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得及び資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一グループ会社に係る同種の案件9件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	資格取得日	資格喪失日	標準報酬月額
3269			男	昭和 23年 生		A社	平成11年3月30日	平成11年4月1日	平成11年3月30日	平成11年4月1日	56万 円
3270			男	昭和 23年 生		B社	平成10年2月28日	平成10年3月1日	平成10年2月28日	平成10年3月1日	59万 円
3271			女	昭和 52年 生		B社	平成9年5月1日	平成9年12月27日	平成9年5月1日	平成9年12月27日	12万 6,000円
3272			女	昭和 51年 生		B社	平成9年4月1日	平成9年6月26日	平成9年4月1日	平成9年6月26日	14万 2,000円
3273			女	昭和 37年 生		B社	平成11年4月1日	平成11年7月1日	平成11年4月1日	平成11年7月1日	20万 円
3274			女	昭和 51年 生		B社	平成9年4月1日	平成9年6月26日	平成9年4月1日	平成9年6月26日	16万 円
3275			男	昭和 35年 生		B社	平成11年4月1日	平成11年7月1日	平成11年4月1日	平成11年7月1日	56万 円
3276			女	昭和 50年 生		C社	平成13年12月1日	平成14年4月18日	平成13年12月1日	平成14年4月18日	13万 4,000円
3277			女	昭和 43年 生		C社	平成12年2月1日	平成12年4月18日	平成12年2月1日	平成12年4月18日	11万 8,000円

## 第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年10月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和30年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年10月27日から同年11月1日まで  
② 平成10年7月1日から同年10月1日まで

申立期間①について、社会保険庁の記録では、平成9年10月27日にB社を資格喪失し、同年11月1日にA社において資格取得しており、未加入期間が生じているが、両社はグループ会社であり、継続して勤務し、保険料も控除されていた。厚生年金基金の記録でも継続加入の記録となっている。

また、申立期間②について、厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されていた。

申立期間①及び②ともに勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表（以下「基金記録等」という。）により、申立人がグループ会社に継続して勤務し（平成9年10月27日にB社からA社に転籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②については、基金記録等から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に支給された賞与については、申立人は、52万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を52万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和52年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成10年5月1日から同年10月1日まで  
② 平成15年6月25日

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額及び標準賞与額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社及びB社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②については、厚生年金基金の賞与等報酬記録表から、申立人は、52万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（20万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年4月30日まで

社会保険庁の記録では、平成7年10月1日から9年4月30日に係る標準報酬月額が9万8,000円になっているが、入社以来20万円で変更はないはずであり、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する20万円と記録されていたところ、平成8年3月22日付けで、7年10月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられ、事業所の適用事業所に該当しなくなった日（9年4月30日。以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所の代表者及び当時事業所に勤務していた唯一の同僚については、社会保険庁のオンライン記録によると、平成8年3月22日及び同年3月14日付けで、7年6月30日にさかのぼって被保険者資格の喪失処理が行われている。

しかしながら、当該事実について、当該事業所の代表者は既に死亡しているため確認できず、当該同僚からも、申立期間当時、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（9万8,000円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する不納欠損整理簿により、平成8年3月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年3月22日付けで行われた

<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について7年10月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該遡及訂正処理を行った日以降の期間の標準報酬月額については、平成8年10月1日の定時決定において、9万8,000円と記録されている。しかし、当該事業所は、全喪日と同日に再度新規適用となっており、申立人が被保険者資格を再取得した同日以降は、遡及訂正処理前の額と同額の20万円と記録されている。このことについて、申立人のほかに当時の給与支給額について供述する者がおらず、ほかにそれに関する周辺事情等が一切存在しない状況においては、実際の支給額が20万円の標準報酬月額に対応した額であったこと、及びその事実について社会保険事務所が認識していたことを疑わせる事情は存在しない。したがって、遡及訂正前の報酬月額と新規適用後の報酬月額に変化が見られず、かつ、その間に標準報酬月額を変動させなければならなかった合理的な事情が認められない。このことから、申立期間のうち、申立人の標準報酬月額の変更処理が行われた8年3月22日以降の期間の標準報酬月額の記録については、有効な記録訂正とは認められない同日の減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、8年10月1日の定時決定における処理は、有効な処理であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。